

## 財政援助団体等監査の結果

### 1 監査の期間

令和8年2月1日から2月18日まで

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

教育委員会事務局 生涯学習課

#### (2) 対象事項

福地ふれあいセンター運営委員会に対する令和6年度福地ふれあいセンター指定管理料の支出状況及びこれに係る事業等の状況

### 3 監査の方法

所管課及び監査対象団体から提出された関係書類に基づき、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適切かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理業務について、施設の目的に沿った管理運営がなされているかどうかなどについて審査するとともに、監査対象団体職員及び所管部局職員の説明を聴取し監査を実施した。

### 4 監査の結果

指定管理業務については、施設の目的に沿った管理運営がされていると認められた。

ただし、一部の事務処理等において、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後は、適正な事務執行、施設管理がなされるよう十分留意し、改善、是正を要する事項についてはその措置を講じられたい。

#### (1) 公金事務の委託について

##### ・生涯学習課

使用料及び手数料に係る公金事務の委託について、指定管理者に「徴収事務」を委託しているにもかかわらず、指定公金事務取扱者指定通知書及び告示文には「収納事務」を委託する旨が記載されていた。

<地方自治法第243条の2第2項、同法施行規則第12条の2の12第2項>